

◆ 1 2026年度版農作物病害虫・雑草防除指針の作成目的

本県の農業は豊富な水資源と豊かな耕地、大消費地に近接した立地条件を活かし、米麦、野菜、果樹、花き等と広い分野にわたって多彩な生産活動が行われています。

今後も消費者ニーズに即した安全で高品質な農作物を安定的に供給するため、また、農作物の安全性確保や生態系・環境への負荷軽減を行うため、農薬適正使用の徹底を図るとともに、病害虫の発生状況に応じた適切な防除の実施により、農薬の使用量をなるべく少なくする取り組みが重要です。さらに、農薬だけに頼らない耕種的・物理的・生物的防除方法を取り入れた総合防除を積極的に推進することが必要です。

そこで、2026年度版農作物病害虫・雑草防除指針を作成し、防除指導の資とします。

◆ 2 農作物病害虫・雑草防除実施の基本方針

安全で高品質な農作物を安定的に供給するためには、農薬適正使用の徹底を図るとともに、農作物の病害虫及び雑草の防除を的確で効率的に行うことが重要であることから、次のとおり適切な防除を推進します。

1 農薬適正使用の推進

農薬はラベルに記載されている表示事項を必ず熟読し、使用基準、使用方法等を遵守する。農薬の使用にあたっては、安全かつ適正な使用および管理を行う。

(1) 農薬の取り扱い及び使用上の注意

ア 農薬の選定

農薬は、農林水産省の登録農薬を使用するものとし、適用作物、防除効果、使用方法、薬害、毒性、残留性、使用場所の周辺環境等の条件を総合的に考慮して対象とする病害虫及び雑草の防除に最も適合する農薬を選定する。また、最終有効期限の過ぎた農薬は使用しないようにする。

イ 散布液調製時の注意

散布液は、対象とする病害虫または雑草の種類、散布面積等を考慮して、必要な散布液量を正しく把握し、過不足のないように調製する。また、計量・調製時から手袋やマスク、保護メガネ等の保護具を必ず着用する。

ウ 農薬散布時の注意

農薬の使用方法に応じて防除衣、農薬用・防護マスク、ゴム手袋、保護メガネ等を着用して作業の安全に万全を期す。

散布液を直接浴びないよう風上に位置して作業を行うとともに、長時間散布することがないよう余裕のある作業計画を立てる。

エ 農薬散布後の注意

散布後は体をよく洗い、喫煙・飲酒を控え体調管理に留意する。万一、身体に異常を感じた時は医師の診断を受ける。

オ 農薬使用履歴の記帳

農薬の使用後は、①使用年月日、②場所（ほ場）、③対象農作物、④農薬名、⑤使用量又は希釈倍数、等について記録し、3年間保存する。

カ 農薬の保管管理

農薬は保管庫に入れて施錠をし、盗難、紛失等の事故防止に努める。農薬の小分け、他容器への移し換えは絶対にしない。

キ 農薬空容器等の処理

農薬の空容器や不要となった有効期限切れ農薬は、産業廃棄物として適正に処分する。

(2) 周辺環境に対する配慮

ア 地域住民に対する危被害の防止

住宅地等に近接したほ場では、できるだけ農薬を使用しない管理を心がける。農薬散布する場合には、周辺地域の住民や家畜等に危被害が生じないように、事前に周知すると共に、風向、風速、立地条件等を考慮して慎重に実施する。

土壌くん蒸剤を使用する場合は、必ずポリエチレンフィルム等で被覆すると共に、くん蒸期間を守り、揮散防止に努める。

無人航空機等により防除を実施する場合は、学校や幼稚園などの公共施設や周辺住民に事前に周知し、危被害防止に努める。

イ 水産動植物に対する危被害の防止（水質汚濁の防止）

農薬の使用に伴う水産動植物への危被害の発生や、公共水域に対する水質汚濁を未然に防止するため、農薬が養魚池や河川等に飛散、流入しないよう十分注意する。

ウ 家畜、ミツバチ等に対する危被害の防止

周辺に畜舎、鶏舎、牧草地、放牧地、ミツバチの巣箱がある場合には、風向・風速等を考慮しこれらの施設等に農薬が飛散しないよう十分注意する。

エ 蚕等に対する危被害の防止

周辺に養蚕施設または桑園がある場合には、風向・風速等を考慮し、これらの施設等に農薬が飛散しないよう十分注意する。

オ 近隣の他作物に対する危被害の防止

周辺に他作物が作付けされている場合には、風向・風速等を考慮し、これらの作物に農薬が飛散しないよう十分注意する。

2 総合防除の推進

化学農薬の使用だけでなく、発病株の適切な処分等の耕種的防除、粘着板等の資材を利用した物理的防除、あるいは天敵昆虫や天敵微生物等を利用した生物的防除など、各種有効な防除手段を活用した総合防除を推進する。

3 病虫害発生予察情報の有効利用

病虫害発生予察事業では、有害動植物の発生状況や被害状況調査結果に基づき、今後の気象情報等も考慮して発生予察情報を定期的に発表しているため、この情報を活用し適期防除を行う。

◆ 3 農作物病虫害・雑草防除指針の利用にあたって

1 対象作物および対象病虫害・雑草

対象作物、対象病虫害、雑草は、本県における主要なものを取り上げました。

【対象作物については、以下のとおりです】

○一般作物の部

稲、陸稲、麦類、豆類（種実）、だいず、あずき、べにばないんげん、いんげんまめ、らっかせい、そば、とうもろこし、ヤングコーン（*）

*ヤングコーンは、農薬の適用農作物としては野菜類に属する

○いも類の部

いも類、こんにやく、ばれいしょ、かんしょ、さといも、やまのいも

○茶の部

茶

○野菜類の部

野菜類、うり類、きゅうり、すいか、メロン、かぼちゃ、ズッキーニ、にがうり、トマト、ミニトマト、なす、ピーマン及びとうがらし類、ピーマン、とうがらし類、ししとう、いちご、オクラ、豆類（未成熟）、さやえんどう、さやいんげん、えだまめ、結球あぶらな科葉菜類、キャベツ、はくさい、はなやさい類、ブロッコリー、カリフラワー、だいこん、かぶ、非結球あぶらな科葉菜類、非結球メキャベツ、こまつな、チンゲンサイ、のざわな、みずな、なばな類、なばな、レタス類、レタス、非結球レタス、サラダ菜、リーフレタス、セルリー、しょうが、みょうが、ほうれんそう、しゅんぎく、みつば、ふき、ふき（ふきのとう）、アスパラガス、うど、たらのき、鱗茎類、ねぎ、たまねぎ、にら、にんにく、しそ科葉菜類、しそ、モロヘイヤ、にんじん、ごぼう、パセリ

○果樹類の部

果樹類、落葉果樹、りんご、なし、もも類、もも、ネクタリン、ぶどう、小粒核果類、うめ、すもも、かき、くり、おうとう、キウイフルーツ、ベリー類、ブルーベリー、いちじく

○花き類・観葉植物の部

花き類・観葉植物、アスター、カーネーション、ガーベラ、きく、グラジオラス、シクラメン、宿根アスター、宿根スターチス、シンビジウム、すいせん、スターチス、ストック、トルコギキョウ、はばたん、ばら、パンジー、ひまわり、フリージア、プリムラ、ペチュニア、ゆり、ランタンキュラス、りんどう、チューリップ（*）

*チューリップは雑草防除指針のみの掲載

○芝の部

芝、日本芝、西洋芝

○樹木類の部

樹木類、かえで、あじさい、ハイドランジア、いぬまき、こでまり、さくら、さるすべり、つつじ類、つばき類、びやくしん類、ポインセチア、まさき、まつ類、やなぎ、ゆきやなぎ

○桑の部

桑

○飼料作物の部

飼料用とうもろこし、ソルガム、いね科牧草、まめ科牧草

2 利用対象者および内容

本指針は、県内の農薬使用者および指導者（普及指導員、農協営農指導員等）を対象とし、農薬の選定や防除計画を検討する上での参考となる内容としました。

3 掲載農薬

- (1) 掲載する農薬は、農林水産省の登録農薬の中から、原則として試験研究機関等における試験結果を検討し、本県への適合が認められたものとしました。
- (2) 県内における流通量が、長期にわたって少ない農薬は掲載しません。
- (3) 毒物に該当する農薬は、原則として掲載しません。

4 本指針使用上の注意事項

(1) 農薬の使用基準

使用基準は農薬取締法に基づき定められている「農薬を使用するものが遵守すべき基準」のうち、本指針では作物別（又は農薬別）に病虫害雑草名又は使用目的を一覧表として記載しました。

農薬は商品ごと（農薬メーカーごと）に登録されるため、同じ農薬名（同じ成分・含有量）でも商品によって適用作物、適用病虫害名等、登録内容が異なる場合があるため、使用にあたっては、農薬のラベルに記載された使用基準や注意事項を必ず確認することが重要です。また、農薬の登録内容は随時変更されるため、使用前に最新の登録内容を確認するようにしてください。

ア 一覧表の「－」は適用がないことを示します。

イ 「群馬県指定」「製剤毒性」の欄は、以下のとおり示しました。

【群馬県指定】

群馬県指定農薬の分類：重点…重点指導農薬

抑制…抑制指導農薬

【製剤毒性】

製剤としての毒性の分類：普…普通物、劇…劇物、毒…毒物

※「普通物とは、毒劇物に該当しないものをさしている通称」

ウ 一覧表等にある「【*1】」「【*2】」などの記号は、一覧表下の欄外を参照してください。

エ 作用機構分類について

一覧表等にある作用機構分類欄のコード（番号、記号）について、殺菌剤はFRAC（世界農薬工業連盟 殺菌剤耐性菌対策委員会）、殺虫剤はIRAC（同連盟 殺虫剤抵抗性対策委員会）、除草剤はHRAC（同連盟 除草剤抵抗性対策委員会）の、各作用機構分類に基づき、コードを表記しています。

また、殺虫殺菌剤の場合は「I:コード、F:コード」と表記し、IはIRACを、FはFRACを示します。

抵抗性・耐性菌発達防止のため、同じ作用機構（コード）の殺虫剤および殺菌剤は連用しないようにします。

※詳細はクロップライフジャパン（旧 JCPA 農薬工業会）ホームページの「農薬の作用機構分類」（アドレス <https://www.croplifejapan.org/activity/mechanism.html>）、図書「農薬作用機構分類一覧（日本植物防疫協会発行） 参照。

(2) 散布間隔

農薬の散布は近日散布をせず、病害虫の発生状況や天候等により適宜行うようにします。

5 除草剤の使用について

除草剤を使ってもっとも効果的に雑草を防ぐには、殺草力が強く、しかも、作物にいつそう安全な除草剤を選び、うまく除草体系を組み立てて、これを適切に使うことが重要です。

除草剤は、製剤によって、性質や作用性が異なるので、それぞれの特性を十分に理解して対象作物、対象雑草、使用時期、使用方法など誤らないようにする必要があります。

(1) 土壌条件・天候と薬量

除草効果や薬害の出方は、土壌条件（土性）や天候によってちがうので、使うときはラベルに記載されている〔使用上の注意〕を遵守します。なお、畑作用土壌処理除草剤は、土塊が大きいと死角（散布薬液が到達できない）部分が発生し、除草効果が劣るので、碎土は丁寧に行うようにします。

(2) 均一散布

散布むらや重複散布しないようにします。

(3) より効果をあげるには

除草剤や農作業との組合せを考え、適期に散布します。

(4) 人畜・魚類への害

人畜・魚類に対する毒性の強いものがあるので、使用にあたっては注意が必要です。

(5) 散布器具の取扱い

使った機具類は、直ちに石けん水、又は水でよく洗います。また、使ったホースや容器・器具などは殺菌、殺虫用の薬剤散布に使用しないようにします。

(6) パラコート剤の取扱い（プリグロックスL等）

本剤は毒性が極めて強いので、使用にあたっては保護マスク、保護衣、手袋、防護メガネ、長靴等を完全に着用します。保管は使用者以外手の届かない場所で、鍵のかかる保管庫に必ず入れ管理します。

(7) 除草剤のローテーション使用

同一薬剤を同一作期で複数回使用したり、同一薬剤（同一成分）を数年間連続使用すると、薬剤抵抗性が発生し、草種により効果が劣る場合があるので、ローテーションを組んだ使い方とします。

◆ 4 群馬県指定農薬の使用にあたって

群馬県では、人畜、魚及び蚕に対して特異な毒性を有するものは、本県農業の実情を考慮して「群馬県指定農薬」に指定しています（詳細は参考資料-6参照）。

※ 防除指針の「群馬県指定」の欄にある文字が群馬県指定農薬を示しています。

- ・ 重点…重点指導農薬
- ・ 抑制…抑制指導農薬

※ 抑制指導農薬の使用にあたって

- 1 安全対策が確保されている地域の範囲内であっても、抑制指導農薬の使用は必要最小限とし、他の農薬とのローテーションによる体系防除を行うこととする。
- 2 安全対策が確保されている地域の範囲内であっても、桑園が点在する場合は、桑園に飛散させないように注意する。
- 3 散布時の気象条件にも注意し、桑園に近いほ場では飛散防止のため手散布とする。一時に広範囲への使用は避け、河川、湖沼・養魚池に流入しないよう注意する。